熊谷市公共サインガイドライン

平成３０年３月

熊 谷 市

目　次

序　章　ガイドラインの策定に当たって

１．公共サインとは……1
２．ガイドライン策定の背景と目的……1
３．公共サインの特徴と求められる役割……2
４．現状と課題……3
５．計画の位置付け……4

第１章　公共サインガイドラインの基本的な考え方……5

第２章　適用範囲と構成

１．サインの種類と機能……6
２．ガイドラインの対象範囲と適用範囲……7
３．ガイドラインの構成と使用方法……8

第３章　各種要素の基本方針

１．配置・設置の方針……10
２．デザインの方針……17
３．表記の方針……25

第４章　種類別の基本方針

１．案内サイン……30
２．誘導サイン……36

第５章　維持管理の基本方針

１．維持管理の仕組み……39
２．サインのメンテナンス……41

第６章　公共サイン整備に向けて

１．公共サインの統一……42
２．継続的な取組……42

序章．ガイドラインの作成に当たって

１．公共サインとは

公共サインとは、不特定多数の人々に向けて、都市の地理や施設など、基本的な情報を伝える案内誘導板・標識などの総称です。主に公的機関が公共空間に設置し、人々が都市を移動・利用する際に行動の手助けとなります。また、周囲の街並みとの調和を図ることで、良好な都市景観を生み出す要素となるほか、歴史や文化、自然など、色彩やデザインに地域らしさを取り入れることで、より豊かなで快適な都市環境の創出につながります。

２．ガイドライン策定の背景と目的

本市では、高齢者、障害者、子育て世代及び妊産婦等を含むすべての人が利用しやすく、住みやすいまちを目指して平成１４年に「熊谷市交通バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通機関や道路等において、段差の解消や熊谷ＵＤブロックの設置など、バリアフリー化の整備を進めてきました。また、平成１８年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が制定されたことなどから、平成２６年には新たに「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定しました。新しい基本構想では、鉄道やバス、道路、信号機等に加え、公共公益施設や公園、駐車場のバリアフリー化についての取組を位置付けるとともに、施設整備と合わせて、高齢者、障害者、子育て世代等に対する理解促進や情報のバリアフリーなど、ソフト面に関する取組も積極的に位置付けました。

そうした取組の一つとして、これまで統一の基準がないまま設置されてきた公共サインについては、ガイドラインの策定が基本構想の特定事業の一つに設定されました。本ガイドラインは、さまざまな人にとってより移動しやすく、利用しやすい環境整備の一環として、案内・誘導に関する基本的な考え方をまとめたものであり、各施設管理者に参考にしていただくことで、ユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進して行くことを目的にしています。

３．公共サインの特徴と求められる役割

公共サインは特定の利用者を案内するものではなく、不特定多数の利用者が各々の目的を持って主体的に利用するという特徴があります。

また、街路灯やベンチ、歩道のタイル等と同様に都市景観を構成する要素の一つです。

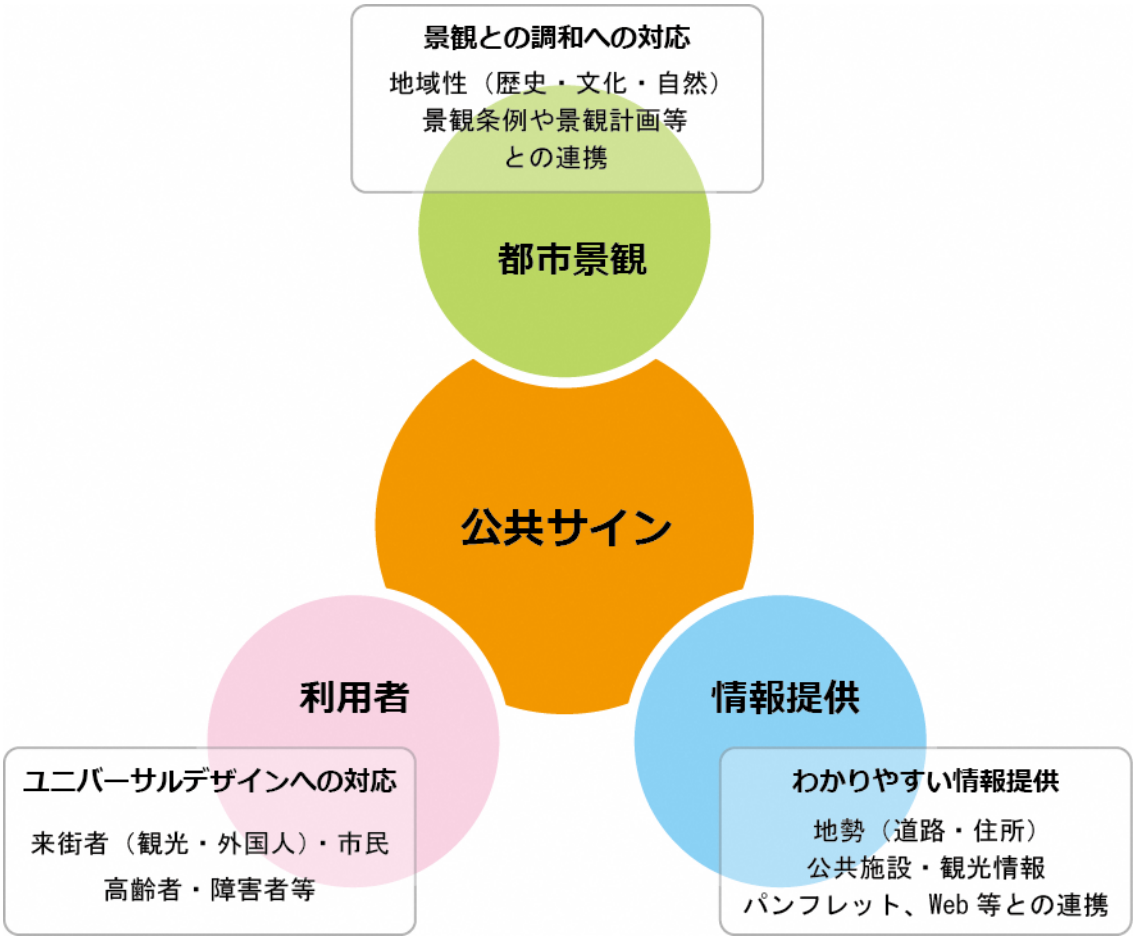

まちの基本的な構造を案内する基盤である公共サインは、わかりやすく情報を提供し、人々がスムーズに活動ができるように、支援することが基本的な役割です。

また、周囲の景観との調和や地域らしさの表現、さまざまな利用者にとっての利便性など、公共サインには多くの要素が複合的に求められ、そうした要素への配慮が必要条件の一つとなっています。

４．現状と課題

熊谷市の公共サインの現状と課題を把握し、より良い公共サインを目指す上でのキーワードを次のとおり整理します。

〇統一感や連続性の欠如

・観光案内板、住居表示板、各施設の案内板等が乱立し、それらに統一性がなく、目的地への案内サインとして連携や関連性が不足しています。
・案内板が目につきづらく、わかりづらい状況です。

〇ユニバーサルデザイン等への対応不足

・設置位置や高さなど、利用者にとって、必ずしも見やすいといえない案内板があります。
・多言語表示が無く、ピクトグラムでの案内表示もされていないため、外国人への対応が十分ではないものが見受けられます。
・明度差の少ない色同士の組み合わせがあるなど、見やすい色使いへの配慮が十分ではない状態です。

〇地域性の表現

・特徴的なデザインや表現の案内板がある一方で、そのことでかえってわかりやすさを阻害している場合があります。

〇景観との不調和

・類似したサインの集約化の不足、サイン本体の色彩やデザインの統一感の不足など、周辺景観との調和への配慮が不足しています。

〇維持管理の体制の欠如

・管理者の情報が記載されていないサインがあります。
・表示面の劣化、汚れや破損、草木の繁茂が見られます。
・長期にわたり、掲載情報の更新がされていないサインがあります。

ー対応に向けたキーワードー

誰もが理解しやすい　／　ユニバーサルデザインへの対応
熊谷「らしさ」の構築　／　周辺景観との調和　／　維持管理体制の構築

５．計画の位置付け

バリアフリー法等の関係法令や熊谷市景観計画をはじめとする各種上位・関連計画と整合を図りつつ、公共サインの統一的な整備に必要となる基本的な内容をガイドラインにまとめます。公共サインの整備に当たっては、ガイドラインの内容を反映させた上で、整備区域の状況等に合わせて個別の整備計画を作成し、全市的に統一感のある公共サインシステムの構築を目指します。

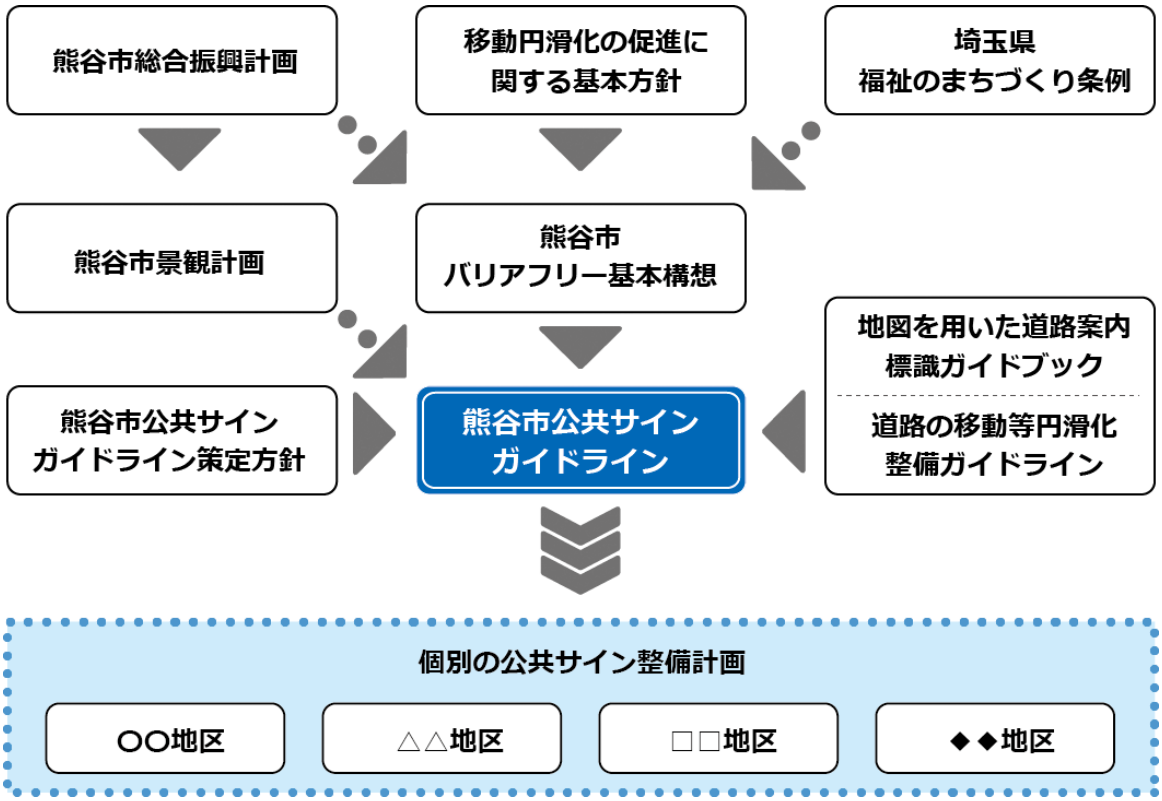

第１章　公共サインガイドラインの基本的な考え方

公共サインに求められる役割、本市の検討課題を踏まえて、熊谷市における公共サインの整備等に関する基本的な考え方として、５つの方針を次のように設定します。

方針１　だれもが理解しやすいサイン

・誰が見ても理解できるサインとなるよう、必要な場所に必要な情報を設置し、目的の施設まで円滑な誘導を図ります。

方針２　ユニバーサルデザインに対応したサイン

・高齢者や障害者のほか、外国人など、すべての方の利便性に配慮します。

方針３　熊谷「らしさ」のあるサイン

・公共サインの基本的な役割に配慮しながら、イメージカラーや歴史、文化など「熊谷らしさ」を感じられる表現を取り入れることにより、まちの表情をより豊かで個性的にします。

方針４　景観と調和のとれたサイン

・周囲の街並みとの調和を十分考慮し、公共サインのデザインや色彩を統一することにより、良好な景観を創出します。

方針５　適切な維持・管理

・維持管理に関する仕組みを整備し、継続して安全かつ良好な状態を保てるよう配慮します。

第２章. 適用範囲と構成

１．サインの種類と機能

公共サインは、表示する情報の内容ごとに、以下のように分類することができます。

公共サインの種類

●案内サイン

地図などの情報を表示し、一定範囲における施設の位置を告知するためのサイン





●誘導サイン

名称、矢印、ピクトグラム、距離などを用いて、施設の方向やルートを告知するためのサイン







●記名サイン

名称やピクトグラムなどを用いて、施設の名称を告知するためのサイン







●説明サイン

施設や地域資源の内容などを説明するためのサイン





●規制サイン

利用者の行動を抑制するためのサイン




２．ガイドラインの対象範囲と適用範囲

（１）対象範囲

熊谷市全域を対象とします。

（２）適用範囲

本ガイドラインは主要な公共公益施設等への案内・誘導を目的に、市が歩道等に歩行者用の案内サイン及び誘導サインの新設､改修及び増設等を行う場合に適用します。

法令等に基づいて設置されるサインはガイドラインの適用外となりますが、公共施設の建築物内に設置するサインや市以外の設置者によるサインなどについても、適宜ガイドラインを参考にしていただくことで、地域全体で統一感のあるわかりやすい案内が可能となると考えられます。

公共サインごとの適用区分

区分	対象となる公共サイン
適　用	市が歩道等に設置・管理する歩行者用の案内サイン、誘導サイン（特定の地域において計画的に設置するサインを含む）
	市が公共施設敷地内（表示面が歩道に面する状態）に設置・管理する歩行者用の案内サイン、誘導サイン
推　奨	市が、歩道上又は公共施設敷地内（表示面が歩道に面する状態）に設置・管理する歩行者用の記名サイン、説明サイン、規制サイン
	市が施設敷地内（建築物内、公園施設内を含む）に設置・管理するサイン全般
	国、県が市内に設置・管理する公共施設におけるサイン全般
	公共交通事業者等が設置・管理するサイン全般
	その他の公益施設等に設置されているサイン全般
	市が計画または同種施設単位でまとめて設置するサイン（原則、施設単位での統一を図る）
	その他（デジタル及び映像を活用、イベントなどの一定期間のみ設置等）のサイン
適用外	自動車（自転車含む）を対象としたサイン全般
	法令等に基づき設置されるサイン全般

【適用範囲のイメージ】

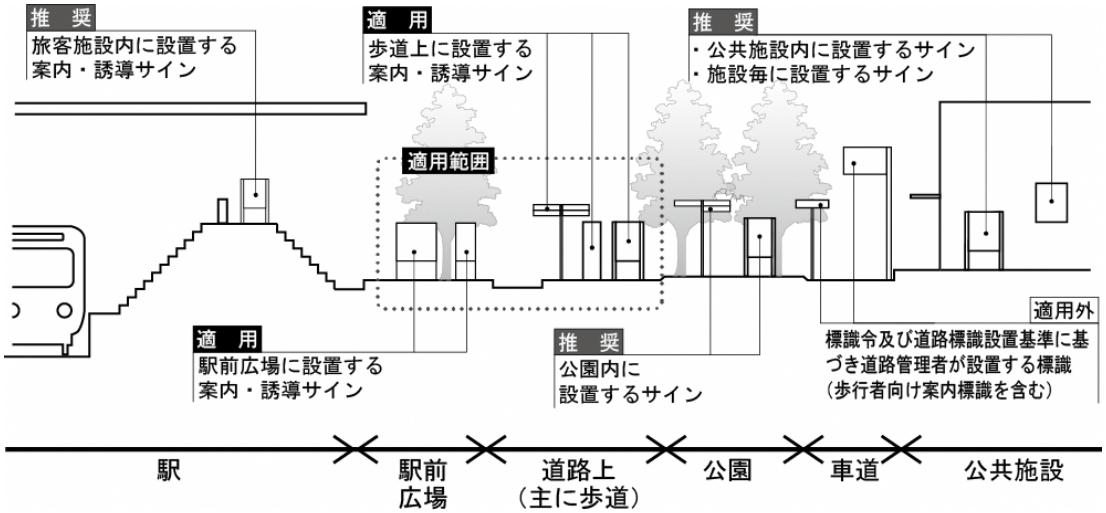

３．ガイドラインの構成と使用方法

（１）構成

本ガイドラインでは、公共サインの整備に当たり、共通性を確保すべき項目を整理し、基本的な考え方や参照すべき基準及び配慮事項等をまとめています。

実際にサインを整備するに当たっては、道路管理者及び道路構造物、道路占有物の所有者との協議を行うとともに、各種要素の基本方針（配置・デザイン・表記）の内容を踏まえた上で、サインの種類ごとに整理した配慮事項である「種類別の基本方針」を参考に公共サインの整備を行うものとします。

なお、サインの設置後は「維持・管理の方針」を基に適切な管理を行うものとします。

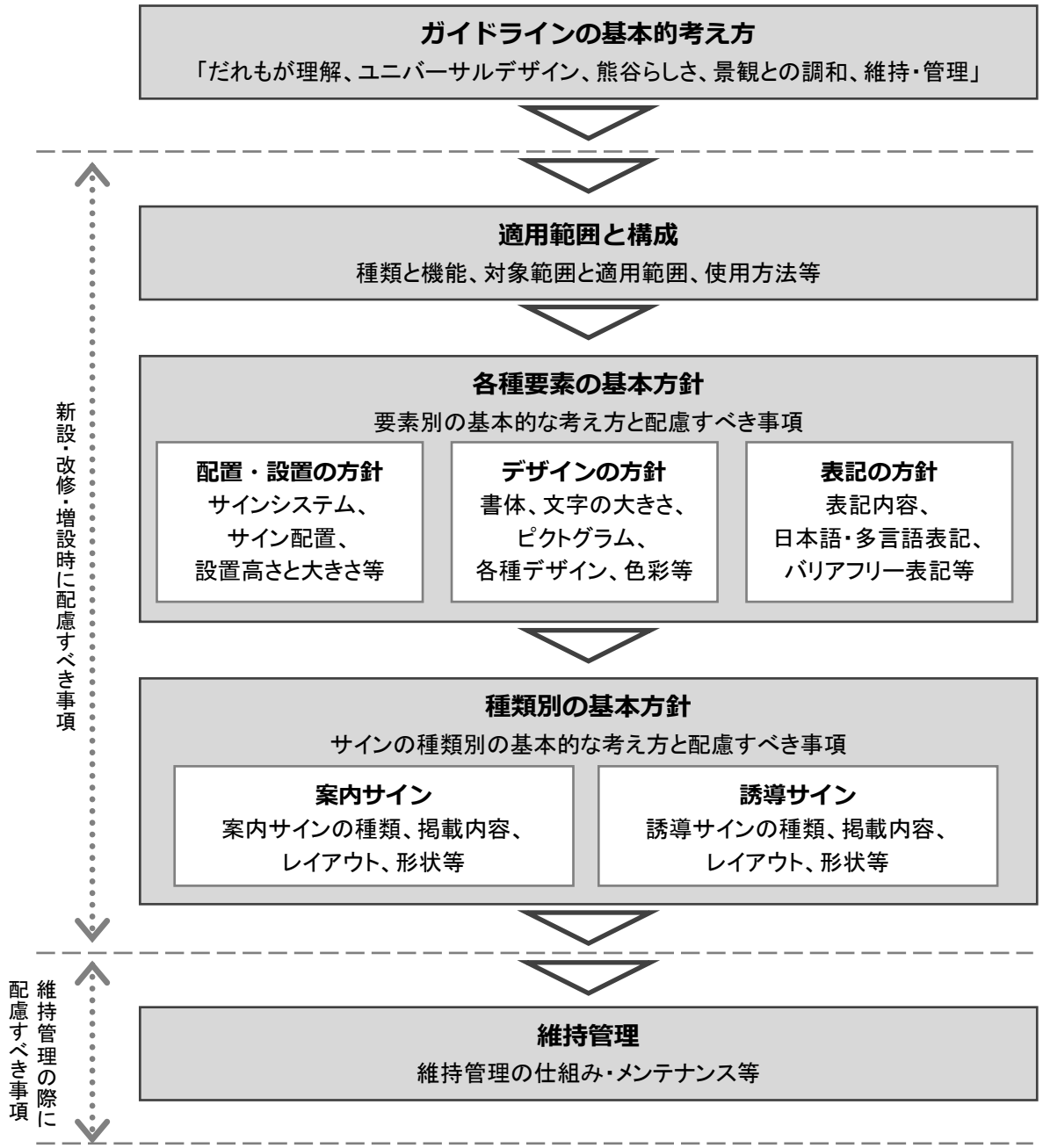

（２）使用方法

本市が設置する公共サインについては、本ガイドラインを参照し、安全性にも十分配慮した上で整備を行います。各種方針等のうち、第１章の基本的な考え方については、サインの種類に関わらず共通して配慮すべき内容とし、第３章、第４章、第５章の各基本方針については、サインの種類と適用範囲に応じて適宜本ガイドラインの内容を反映させます。

また、本市が設置する公共サインとの連携を図るため、市内で、国、県及び各種団体が公共サインを設置する場合も、本ガイドラインを参考にすることを推奨します。

【サインの種類別の使用方法イメージ】

◎：ガイドラインを反映
○：ガイドラインを反映させることが望ましい

サイン種類 ＼ 項目	案内サイン・誘導サイン	施設ごとに設置する等	記名サイン	説明サイン	規制サイン	自動車対象及び法令等によるもの等
基本的な考え方	◎	◎	◎	◎	◎	―
各種要素の基本方針 ・配置 ・表記・情報 ・デザイン	◎	○	○	○	○	―
種類別の基本方針 ・案内サイン ・誘導サイン	◎	○	―	―	―	―
維持管理の基本方針	◎	◎	○	○	○	―

第３章　各種要素の基本方針

１．配置・設置の方針

（１）サインシステム

○公共施設等を案内、誘導するサインは、行動起点から目的地（施設）までの動線上における道路や道路に面する場所へ、相互に連携し、効率的に掲出することで機能性が向上します。
○各々のサインの連携により、利用者が目的地までスムーズに安心して移動するための情報を提供する仕組みを「サインシステム」とします。
○システムの基本的な構成としては、主要拠点（行動起点）から中小の拠点を経て目的地まで、段階に応じて必要なサインを設置します。
○歩行者と車両用のサインの区別は明確にし、相互の連携の円滑化を図れるように配置します。なお、主要な駐車場等においては、必要に応じて歩行者の案内、誘導との連携を図ります。

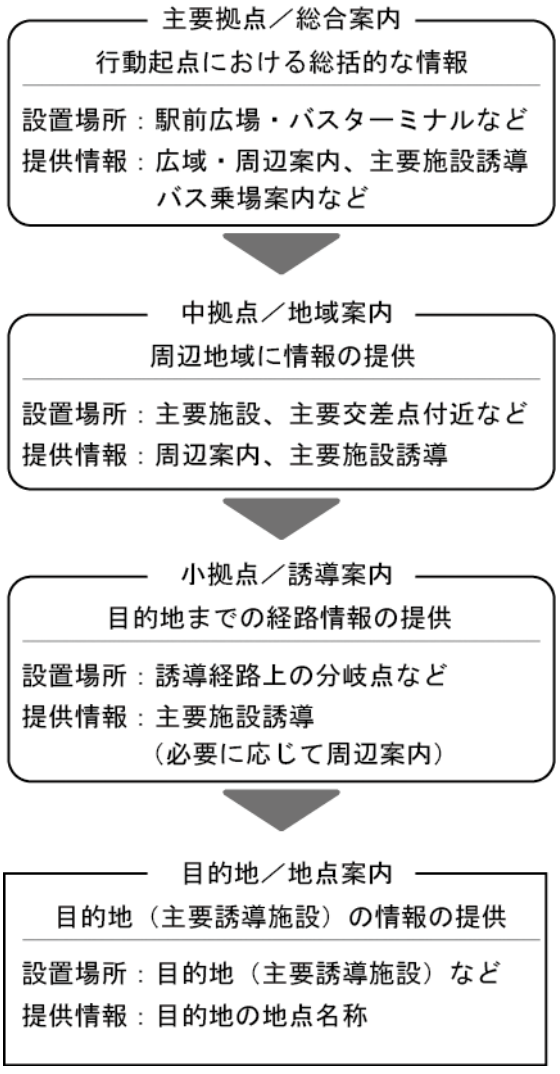

（２）サインの配置と設置

①配置の考え方

○地域性や道路整備の状況、施設の配置状況に応じて体系的な配置となるよう検討します。
○周囲の景観との調和に十分配慮し、過剰な設置を避けます。
○対象となるエリアの特性を踏まえ、適切な配置方法を選択します。また、地域の状況にあわせて、複数の配置方法を組み合わせることも可能とします。

投網配置

○起点や終点を特定せず、あらゆるルートに対応するため、対象エリアにくまなく情報を配置する方法

●駅やバスターミナルなど行動の起点が多数あり、さらに目的地となる施設が多くある場合など、利用者の移動経路を特定しづらい場合に採用します。

→大都市の都心部（施設密集地）、格子状の道路形状など

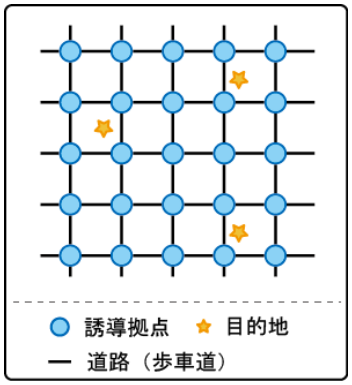

階層配置

○行動の起点を特定し、そこから特定の終点に向かって配置する方法

●行動の起点がある程度特定できるが、目的地となる施設等が多数ある場合に採用します。

→一般的な都市部（鉄道駅が限られている場合等）など

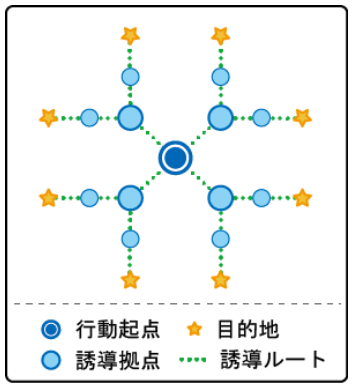

線条配置

○行動の起点と終点を特定し、その間の要所に配置する方法

●行動の起点と終点である目的地等が明確な場合に採用します。

→観光地やランドマーク施設など限定された経路を案内する場合など

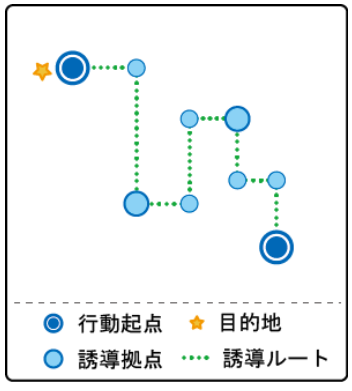

■中心市街地における配置の考え方

〇利用者の視点から、不安や迷いを感じさせないように配置します。
〇さまざまな施設、工作物等が密集する地域性を踏まえ、必要最小限の数を設置するものとします。
〇目的地まで原則として最短ルートを設定しますが、道路状況や地域性を考慮するとともに、バリアフリー等に対応した安全でわかりやすいルートを優先に設定します。

中心市街地における配置のポイント

●大拠点（総合案内）　：　鉄道駅、バスターミナルなど

・行動の起点となることから、広域や周辺の総合的な案内、誘導情報を提供できる機能を整備します。必要に応じてバス案内や音声、触知機能等を持たせたサインの設置を検討します。
・駅周辺には、さまざまな情報や案内が掲出されますが、周囲の景観に配慮し可能な限り集約します。

●中拠点（地域案内）　：　主要な交差点、通りの終点など

・主要な交差点や通り（中心市街地）の終点付近に設置し、施設の配置状況など必要に応じて追加の設置を検討します。
・主要な通りを手掛かりとすることで効率的に誘導することが可能となるため、必要に応じて通り名を表示するサインの設置を検討します。

●小拠点（誘導案内）　：分岐点、誘導ルートの中間点、など

・行動起点から目的地までルート上の分岐点に設置します。
・目的地まで各々のサイン間隔が長い場合は、確認（利用者の迷い防止）のため誘導サインを設置します。

【配置のイメージ】

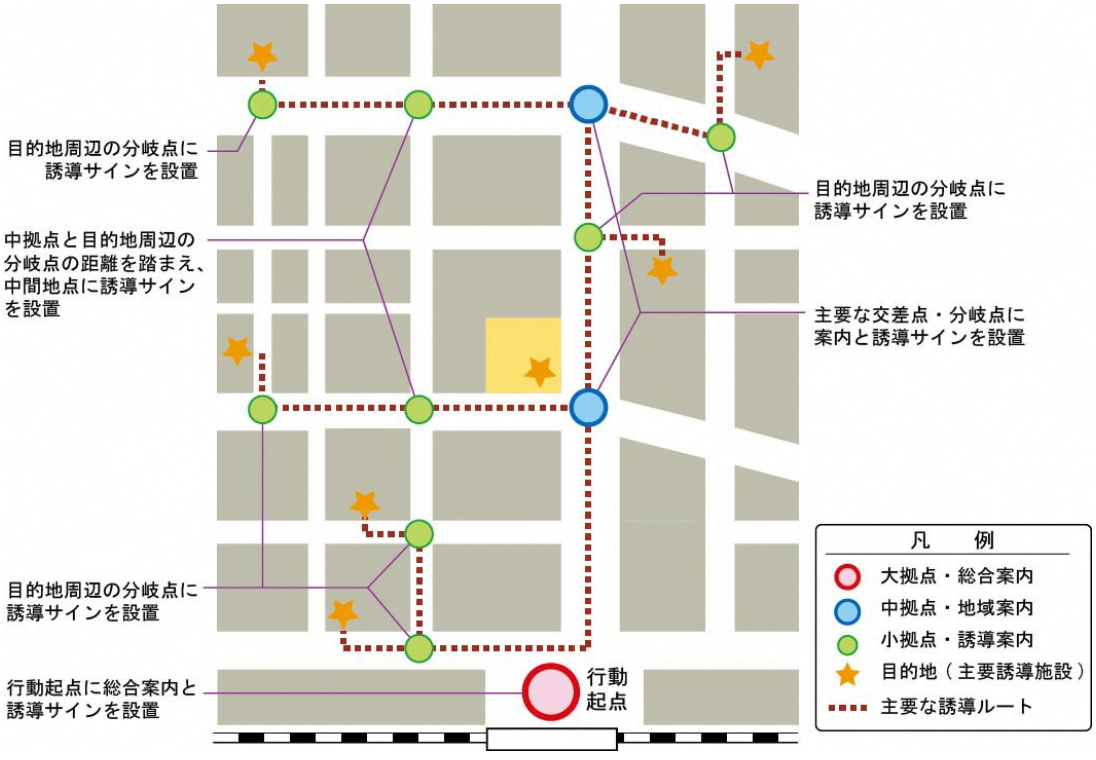

②設置の考え方

〇利用者や周辺環境で起こりうる影響を想定して設置します。
〇設置場所の状況を十分に把握し、安全性、顕示性、視認・機能性及び景観性等以下の点に配慮して設置します。
〇交差点や道路の幅員などの設置場所やサイン形状を踏まえた設置を心がけます。

設置のポイント

●安全性

・歩行者だけでなく、車いす使用者など通行空間に余裕が求められる利用者についても考慮します。
・視覚障害者誘導用ブロックによる動線を阻害しないよう配慮します。
・交差点上にサインを設置する際は、歩行者の動線を妨げない位置（植込みの中等）への設置とともに、自動車や他の通行者に対して視界を妨げない配置とします。
・安全な歩行の確保のため、サインの表示板の下端高さを確保します。

●顕示性

・設置場所及びサインの種別によっては、「インフォメーションマーク」を表示するなど、サインの顕示性の確保に努めます。
・建築物や樹木、標識、地形等の影になるような場所への設置を避けつつ、周辺環境の中でサインの顕示性を確保します。

●視認性・機能性

・利用者が誤認しないよう、動線上の見やすい位置に設置します。
・車いす使用者などさまざまな利用者を想定した上で、見やすい高さや向き等を考慮して配置します。
・夜間における視認性を確保するため、可能な範囲で街路灯との位置関係に工夫します。

●景観性

・自然環境や市街地等、各々の周辺景観に考慮し、「まち」の雰囲気を乱さないように留意します。
・近接した位置に複数の同種サインの設置の抑制や集約化を図るなど、効率的な設置に努めます。

場所や形状における設置のポイント

●交差点に設置する場合

・通行の支障にならないように配慮しつつ、可能な限り、交差点（分岐点）に近い場所に設置します。ただし、車両等の視認性の妨げにならないように配慮します。（信号利用者への視認性の確保等）

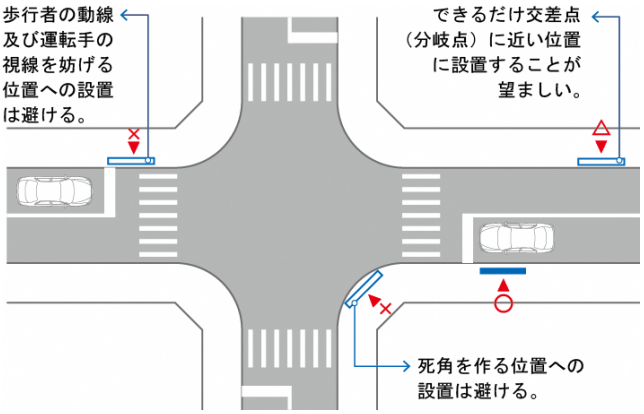

●広幅員道路（歩道のある）に設置する場合

・街路樹及び標識等に配慮しつつ、歩道の道路側若しくは植込み内などに設置します。

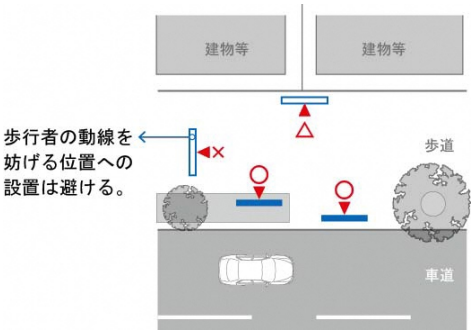

●歩道がない・狭い道路等に設置する場合

・人の動線等に配慮しつつ、道路の敷地境界側に設置します。

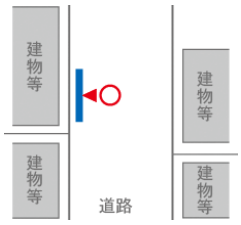

・人の動線等に配慮しつつ、敷地内（歩道に面する）の歩道等から見やすい位置に設置します。

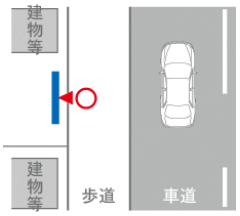

●立板型を設置する場合

・歩道に対して並行に設置を基本としますが、進行方向に対して直行して設置する場合は表裏両面の誘導サインとしての表示を検討します。
・複数基を設置する場合、周囲の状況及び利用者の滞留空間に考慮して設置します。

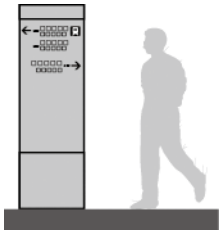

●矢羽根型を設置する場合

・分岐点となる交差点及び交差点付近の見やすい位置に設置します。
・目的地までの範囲が広範囲である場合は、必要に応じて繰り返しの設置を心がけます。
・表裏の表示面で、施設誘導が適切に行われるように配慮します。



（３）設置高さと大きさ

○利用者の視線を考慮した表示面の大きさとします。
○限られた公共空間を効率的に活用するため、必要最小限の大きさ、形状とし、周辺環境との調和を図ります。
○安全性、顕示性及びバリアフリー等に配慮し、視距離（視認できる距離）に応じた大きさと高さを設定します。

■設置高さの考え方

○歩行者など立位の利用者と車いす使用者の双方が見やすい位置に設置します。
○遠くから見るサインについては、移動しながら視認すること及び前方にいる通行者に視線が遮られることを踏まえて、サイン表示の高さを設定します。

距離と視認性との関係性におけるポイント

●歩行者が移動しながらサインを視認できる距離（前方 5mの位置に通行者がいる場合）

・移動中は一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくく、一般的に仰角（水平からの見上げ角度）10°より下方が有効視野と言われています。しかし、前方を遮る通行者がいる場合を想定すると、その通行者より上方が見やすい範囲になります

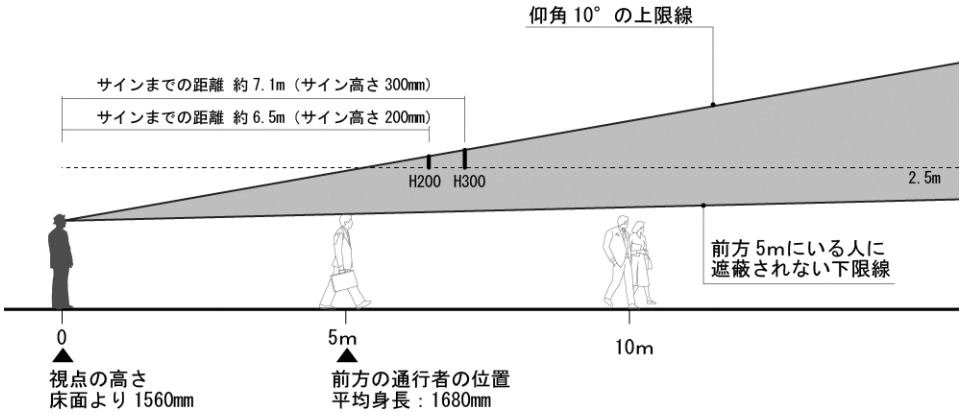

●車いす利用者が移動しながらサインを視認できる距離（前方 5mの位置に通行者がいる場合）

・車いす使用者の視点は低いため、通常の歩行者と比較して見やすい範囲は狭く、一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離も極端に短くなります。

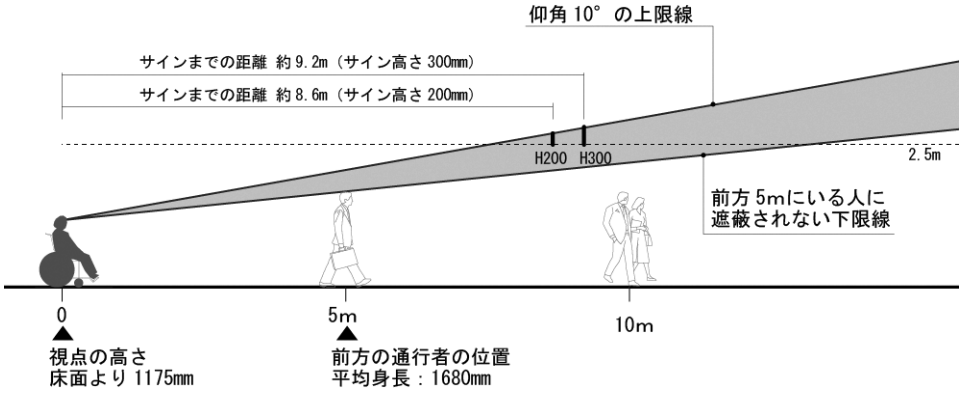

■大きさ（表示面）の考え方

○地図面を活用した案内サインでは、地図面の中心を高さの基準とします。
○1m程度の視距離で無理なく判読できる高さとして、1250mm～1350mm程度の高さを地図表示面の中心とします。
○案内サインの地図など情報量の多い表示面については、視力の弱い人が表示面から 50ｃｍ程度の距離から見渡せる範囲を基準として、ひとつの地図面あたり1m四方程度の大きさとします。

距離と表示面の大きさとの関係性におけるポイント

●視距離（近距離）と表地面（高さ）

・板面中心の高さは、歩行者など立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされる 1350mm程度を目安とするのが適当です。
・情報量が多い地図など、車いす使用者にとって地図の上端部分の判読が困難であると想定される場合については、1250mm程度を目安とします。

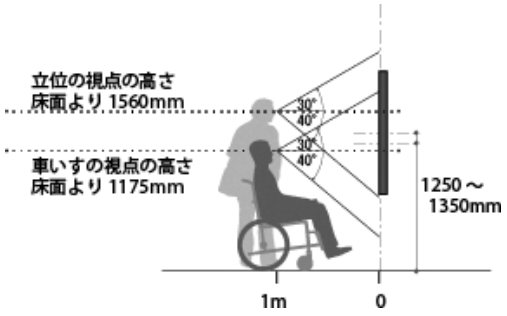

※日本建築学会「建築設計資料集成」の通常視野をもとに作成

●視距離（近距離）と表地面（幅）

・視方角（視軸と視対象のなす角度）が 45° 以下では表示内容の誤読率が増加するため、視方角と視距離を意識した、適切な大きさ（幅）とします。
・地図等の情報量が多い表示面においては、視距離が 50cm とし、表示面の幅は 1m 程度を目安とします。

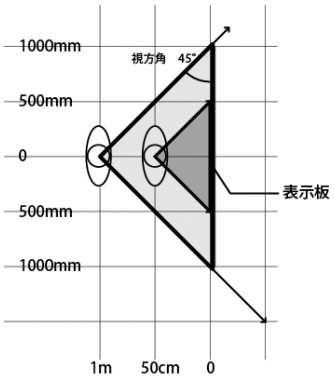

※「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン／国土交通省」より作成

２．デザインの方針

（１）書体

○視認性や可読性に優れ、変更等が容易であることから、シンプルな書体の使用を基本とします。
○歴史的な観光資源や特徴的な施設など、各地域の特性を活かす場合や、説明のための文章を記載する場合など、表示する情報によっては下記以外の書体を選択することを可能とします。ただし、統一感や連続性に、配慮するものとします。

■言語と書体（フォント）について

言語	書体（フォント）	
日本語	角ゴシック体	視認性と可読性に優れ、文字組みが容易で変更等の対応に向く標準的な書体
英語	サンセリフ系書体	日本語の角ゴシック体にも合う、スタンダードな書体
その他の言語	国内で一般的に使用されている書体	

書体のイメージ

上段：日本語：ＵＤ新ゴシックＭ
下段：英　語：ヘルベチカレギュラー

熊谷市役所
Kumagaya City Office

【参考イメージ：分かりやすさ、・見やすさに配慮した文字書体の例】



参考資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
（平成 25 年 6 月/国土交通省）

（２）文字の大きさ

○各サインの目的や設置場所に応じて、視認距離との関係に配慮した大きさの文字を使用します。

文字の大きさと視認距離のポイント

●視認距離と文字の大きさの目安

・遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サイン等は 20m 以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サイン等は 4～5m 以下の視認距離を目安とします。

視認距離	和文字	外国文文字	図記号の基準枠
40m	160mm 以上	120mm 以上	480mm 以上
30m	120mm 以上	90mm 以上	360mm 以上
20m	80mm 以上	60mm 以上	240mm 以上
10m	40mm 以上	30mm 以上	120mm 以上
4～5m	20mm 以上	15mm 以上	60mm 以上
1m	9mm 以上	7mm 以上	35mm 以上

●地図内に表記する文字やピクトグラムの大きさの目安

・案内サイン（地図面）については視認距離 50cm を目安とします。

	ﾋﾟｸﾄｸﾞﾗﾑ	日本語	英語	主な表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	―	18.0mm	14.0mm	区市町村名（地図中に境界がある場合）
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.5mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、踏切等
				町名、丁目
中小サイズ	―	―	5.0mm	番地
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報等

参考資料：観光活性化標識ガイドライン（平成 17 年 6 月 国土交通省総合政策局）

●文字の変形（長体：縦長に変形した文字）

・文字の変形は、統一感の欠如や視認性の低下を招くもととなるため、使用は極力避けます。しかし、文字数が多く表示面が煩雑になってしまう場合には、バランスに配慮しながら文字の変形を行います。その際は、文字高さは変更せず、横方向に縮めるものとします。

（３）ピクトグラム

○一見して表現内容が理解できることや、母国語の表記がない外国人などにも情報提供可能なツールとして、ピクトグラム（図記号）を活用します。
○使用するピクトグラムについては、ＪＩＳ規格化された標準案内用図記号を原則とします。なお、ＪＩＳ規格の改正が行われた場合は、随時、その内容を踏まえるものとします。
○ＪＩＳ規格化されていない図記号等が必要な場合は、ＪＩＳのイメージ等を尊重したデザインで新規に作成できるものとします。
○新規に作成する場合は、限られた人にしか理解できないような図柄は避けるなど、ピクトグラム本来の役割を十分考慮する必要があります。

【ＪＩＳ規格のピクトグラム（標準案内用図記号）例】



ピクトグラムの利用のポイント

●ピクトグラムのない施設

・ピクトグラムのない施設を案内サインの地図面で表現する際には、基本的にアイキャッチャー「■」を使用して表示します。

■ パスポートセンター
Passport Center

●ピクトグラムの色彩

・図記号の色彩は原則　「地：白／絵文字：黒」又は「地：黒／絵文字：白」とします。ただし、一つの表示面で、配色の使い分けは避け、同様の配色を使用します。



・JIS 規格の安全色を規定された意味と合わせて用いる場合、男女を識別する（慣例色として男女を分けるなどは可）場合、下地（背景）色との関係など、状況に応じて変更を可能とします。その際は、十分な明度差をとることに留意します。

●その他の表現

・利用者への分かりやすい情報を提供するため、誘導や移動の手掛かりとなる下記施設を地図面に掲載する場合は、下表の図記号を使用します。

施設等	記号
官公庁及びその出先機関	◎
国道及び県道	17 83
地図面に表示する信号機	○○○

（４）各種デザイン

①方位

○地図の位置関係を把握するため、地図面には方位記号を表示し、その際は掲載情報の支障にならないよう、原則、地図面の四隅のいずれかに配置します。
○地図の向きについては、広範囲を示す場合は、「北」を上に表示し、歩行圏などの比較的狭い範囲を示す場合は「前方上」に表示します。
○主要な地図に簡略図（キーマップ）等を併用する場合は、「北」を上に表示します。

地図の範囲	縮尺の目安	地図の向き	地図の表示のイメージ	方位の配置イメージ
市域全域及び広域的な範囲を示す地図	1/3000 ～市全域	北上	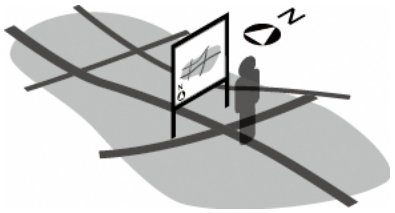	
歩行圏などの比較的狭い範囲を示す地図（周辺案内）	1/1000 ～1/2000 程度	前方上	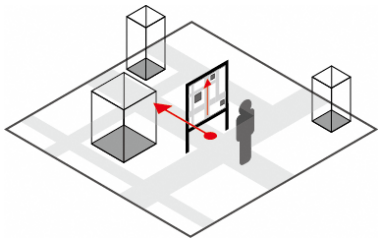	

②現在地

○利用者の位置を確認するため、地図面の中に現在地を表示します。
○原則、現在地の表示位置は地図の中央に配置します。ただし、設置場所や地図の掲載範囲により位置の変更は可能とします。
○表示は原則、日本語と英語の２言語とします。
○地図面での視認性確保のため、赤色を使用します。ただし、色については、下地の状況によっては、反転表示を可能とします。
○現在地の付近の表示面の状況により、引き出して表示するなどの工夫を行います。

【現在地表示のイメージ】
（左　：通常）
（中央：反転）
（右　：吹出し）



③スケール

○地図面には、目的に応じた表示範囲を定め、縮尺を表すために移動距離の目安となるスケールを表示します。
○判読性の確保とともに掲載情報の支障にならないよう、基本的に、地図表示面の四隅に配置します。

【スケール表示のイメージ】
（左：表記イメージ／右：配置イメージ）





④矢印

○視認性が高く、シンプルで分かりやすいデザインのＪＩＳ規格化された「標準案内用図記号の指示」から応用した記号を使用します。
○矢印は目的地への誘導ルートを示すため、現在地と目的地の位置関係を踏まえて表示を行います。
○行動起点から目的地までを、連続性のあるわかりやすい誘導とするため、「後方」や「もどる」等の表示は避けます。ただし、設置の向き等によりやむを得ない場合については使用を可能とします。

【矢印表示のイメージ】

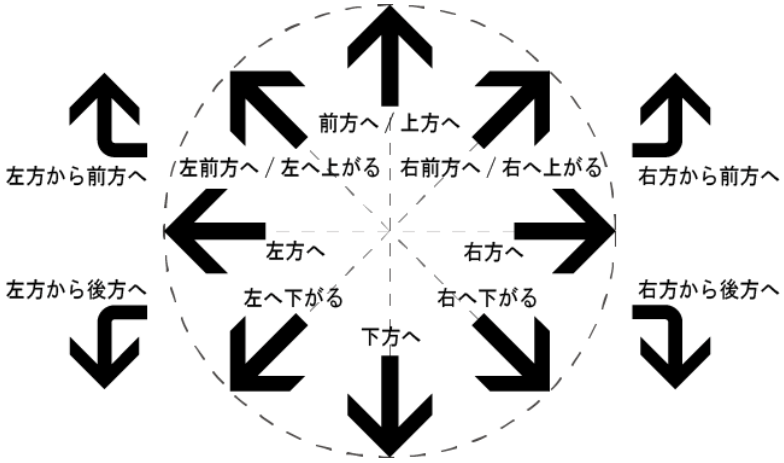

（５）色彩

○誰もが見やすく、わかりやすく、耐久性についても配慮した色彩を使用します。
○視力が低下した高齢者や色覚障害のある人などに配慮し、判読しにくい色の組合せを避け、カラーユニバーサルデザインに配慮した色彩を使用します。
○判読性を確保するため、明度差を確保します。
○地図表現については、自然な見え方を意識した色彩を使用します。
○サイン本体（躯体やベース面）の色彩については、地域や施設の特性を踏まえつつ、周辺景観との調和に配慮した色彩を使用します。
○計画及び施設単位で複数のサインを設置する場合は、統一した色彩を使用します。

明度差に配慮した情報提供をするときのポイント

●ベース色と文字色の明度差

・情報の見やすさを確保するため、ベース色と文字色の明度差を確保した配色の色彩を使用します。（概ね明度差５以上の確保が望ましい）

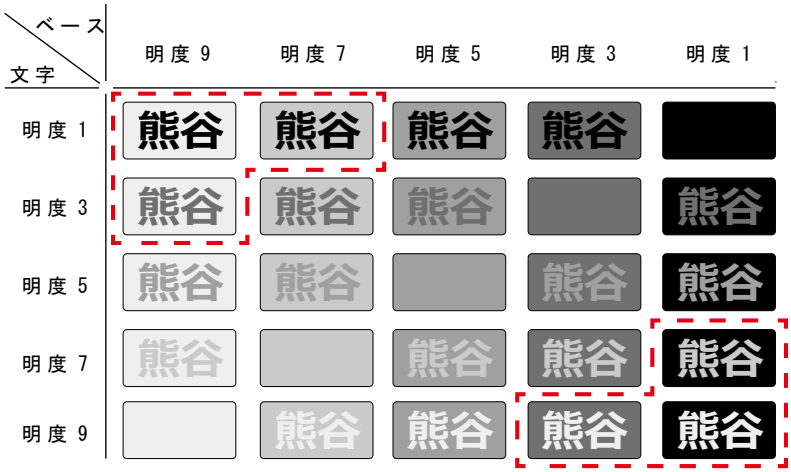

●色の見え方のポイント

●障害等により見えにくい組合せ

・白内障の方は判断等が難しい、「青と黒」「白と黄」の組合せの使用を控えます。（組合せ例は次頁参照）

・色覚障害の人が見分けにくい色の組合せの使用は避けます。もし、使用する場合は明度を大きくして使用します。（下記参考イメージ参照）

【参考イメージ：一般色覚者と色弱者の色の見え方の一例】

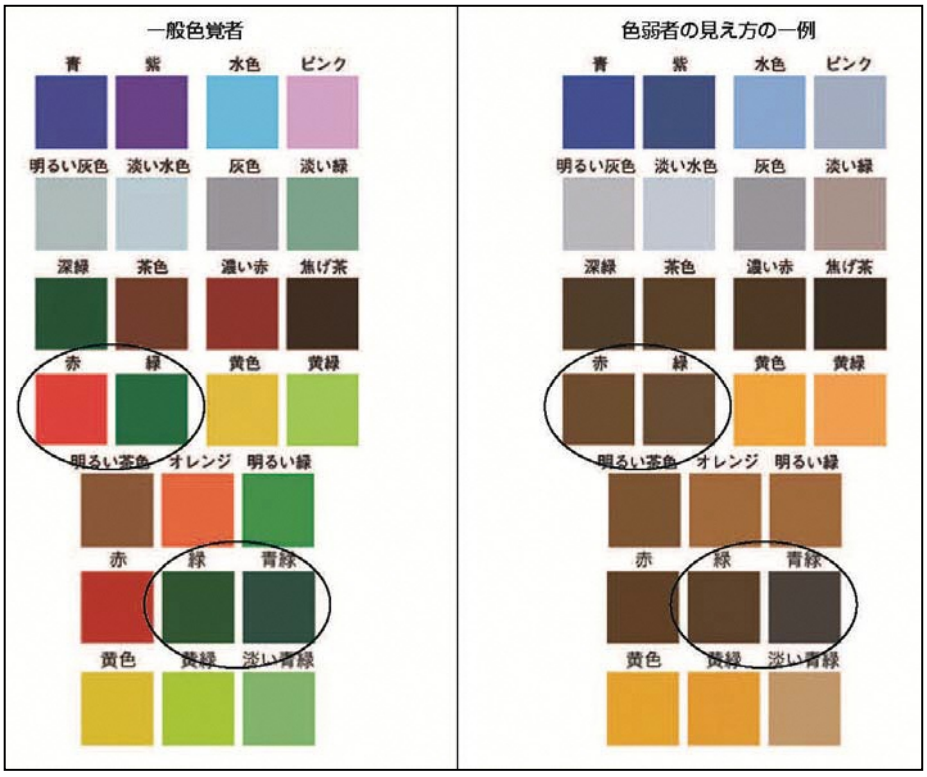

参考資料：カラーユニバーサルデザインガイドブック（平成 26 年 7 月/埼玉県）

色彩表現を使った情報提供をするときのポイント

●色の選び方

・赤は、濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使います。
・黄色と黄緑は、赤緑色覚障害の人にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑は使わない。
・暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使います。
・細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない。
・明るい黄色は、白内障の人にとっては白と混同するので使わない。
・白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認します。

●色の組み合わせ方

・暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比させます。
・パステル調の色同士を組み合わせない。はっきりした色同士か、はっきりした色とパステル調の色を対比させます。

●文字に色をつけるとき

・背景と文字の間に、はっきりした明度差をつけます（色相の差ではなく）。
・線の細い明朝体ではなく、線の太いゴシック体を使用します。
・色だけでなく、書体（フォント）、太文字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用します。ただし、全体的にすっきりしたデザインとします。

■組合せが適当ではない色彩の例



参考資料：福祉のまちづくりをすすめるための
ユニバーサルデザインガイドライン
（平成 18 年 1 月/東京都）

（６）その他

○サイン本体に、本市の設置したサインであることを示すため、必要に応じて、市章やシンボルマークを表示します。

【表示イメージ】（左：市章／右：シンボルマーク）



○サイン表示面の空いたスペースを活用し、地域らしさをあらわす表現を可能とします。ただし、過度な表現を控え、サイン本来の機能（表示面の視認性など）を損なわないよう配慮します。

○表示面の色については、地域ごとの特徴を踏まえた色彩の使用を可能としますが、周辺景観との調和及びカラーユニバーサルデザイン等について十分配慮するものとします。また、その際は、地域等で色彩の統一を図るものとします。

○素材については、耐久性が高く、美観を維持しやすいものを選択し、必要に応じて、防錆、はり紙及び落書き防止等に配慮します。

３．表記の方針

（１）表示内容の基本ルール

○サインに表示する内容は、情報過多や重複により、「文字が小さくなる」「地図面が煩雑で見づらい」などの状況になり、わかりにくくなってしまう場合があります。そのようなことを防ぐために、サインの種類によって表示する内容を、利用者にとって共通の認識が得られ利便性の高い交通施設や公共公益施設、文化施設、商業施設を中心に下記のとおり整理します。

表示内容の考え方のポイント

●サイン別の表示内容

・下表を参考に地区の状況に合わせて、表記内容、誘導対象とする施設を決めるものとします。

案内サイン：地図面に表示する内容
誘導サイン：誘導対象とする施設

表示名（施設等）		案内サイン	誘導サイン
行政区分	県名、市町村名、町丁名	●	
道路 鉄道 河川	高速道路名、道路名、通り名、交差点名	●	●
	路線名	●	
	河川名	●	
交通施設	駅名	●	●
	バス停名	●	
公共施設 公益施設	庁舎、出先機関	●	●
	国の機関、公共地方サービス機関	●	●
	警察署、交番、消防署、郵便局	●	●
	教育、福祉関連施設	●	
	病院	●	●
	学校	●	
	運動場、体育館	●	●
	団地、集合住宅	●	
	駐車場、駐輪場	●	
	その他	●	
文化施設	公会堂、劇場、ホール	●	●
	公民館	●	
	図書館	●	●
	公園	●	●
	美術館、博物館	●	●
	その他	●	
名所・史跡	神社、仏閣、寺院、教会、施設、史跡	●	●
宿泊施設	ホテル、旅館	●	
商業施設	百貨店、スーパー	●	
金融機関	銀行	●	
移動円滑化施設	エレベータ、エスカレーター、階段、公衆トイレ	●	●

（２）日本語表記

○日本語の表記方法は、「観光活性化標識ガイドライン（平成 17 年 6 月　国土交通省総合政策局)」に準じるものとします。

表記方法のポイント

●表記の考え方

・原則として国文法、現代仮名遣いによる表記を行います。だたし、地名など固有名詞について例外とします。

・正式名称のほかに、通称等がある施設名については、地域で統一した名称を使用します。

・長い名称による表示面の煩雑化を防ぐため、可能な範囲内で部分的な省略を可能とします。

※国、県等の場合は管理者名を記載すること等で区別します。ただし、本市の公共施設であることを表現する必要がある場合においては「市立」等を表記します。(同種の施設では統一した表記とします。)

表記の例：熊谷市立熊谷図書館　→　熊谷図書館

埼玉県立熊谷図書館　→　県立熊谷図書館

・複合的な用途を含む施設等では、目的に応じて省略できる部分を省略します。

・アルファベットによる名称が慣用化されている場合はその表記を可能とします。

表記の例：日本電信電話株式会社　　→　ＮＴＴ

東日本旅客鉄道株式会社　→　ＪＲ東日本

・類似の施設が多く、混乱を招く危険性がある場合は正式名称を使用します。

・地名、歴史上の人名及び文化財など読みにくい漢字には、必要に応じてふりがなを併記します。

・紀年は西暦により表記し、必要に応じて和暦も併記します。

表記の例：2018 年　　2018 年（平成 30 年）

・数字の表記は、原則として算用数字を用います。ただし、固有名詞として用いる場合は除きます。また、○丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用します。

表記の例：宮町二丁目

（３）外国語表記

○外国語として表記する言語は英語を基本とします。
○利用者の状況や地域性など、必要に応じてその他の言語も表記することとしますが、その際は表示面が煩雑にならないよう十分配慮します。
○外国語の表記方法は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（H26 年 3 月/国土交通省）」等の内容を基本とします。ただし、施設管理者等が既に外国語表記を規定していたり、既に使用されている表記が広く認知されている場合は、その考え方を優先します。
○固有名詞については、原則、ローマ字表記とし、日本語のローマ字表記についてはヘボン式を使用します。（次ページ参照）

表記方法のポイント

・文の書き始め及び固有名詞は語頭を大文字で書きます。
・原則として固有名詞はローマ字で表記し、普通名詞部分は英訳によって表記します。

表記の例：宮町公園　→　Miyacho Park　（ローマ字＋英訳）
利根川　→　Tone River　（ローマ字＋英訳）

・交通機関の駅名は英訳せず、ローマ字表記します。ただし、英語名が必要だと思われる場合は、（　）付きで表記します。

・通りは「固有名詞＋dori Avenue または Street」とします。
※国道、県道、市道（幹線道路や多車線道路等）：「通称名+Ave.」

表記の例：中山道　→　Nakasendo Ave.

※市道等（生活道路や単車線道路等）　：「通称名+St.」

表記の例：弥生町通り　→　Yayoicho-dori St.

※日本語の通称名に通りを表現する英語（片仮名）を使用している場合は、混乱を避けるため、語尾に「Ave.」「St.」を表記しません。

表記の例：ラグビーロード　→　Rugby Road

・慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記とし、機能等については必要に応じて英語を併記します。

表記の例：荒川　→　Arakawa River

・町名は切り離さずに表記し、「〇丁目」はアラビア数字のみ表記します。

表記の例：宮町二丁目　Miyacho2

・施設名称は原則として正式英訳によりますが、略語が慣用化されている場合、略語の使用を可能とします。

表記の例：駅　Station　→　Sta.
大学　University　→　Univ.

・表記が長く読みにくい語は、適宜ハイフン「－」を用いて分けて書きます。

・企業名等で、英文による略語が慣用化している場合は、これを使用し、日本語の音や正式英訳を使用しないこととします。

ローマ字（ヘボン式）の表記方法

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	—	ゆ	—	よ	ya	—	yu	—	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	—	—	—	—	wa	—	—	—	—
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

ヘボン式ローマ字のつづり方

1. 長音※1は母音字の上に「-」、をつけて表すことができます。長音が大文字の場合は母音字を並べて表すことを可能とします。
2. はねる音「ん」は、全て「ｎ」と表記します。ただし、「m」「ｂ」「ｐ」の前では、「m」を表記します。
3. つまる音は、最初の子音字を重ねて表しますが、「ｃｈ」が続く場合には、「ｃ」を重ねずに「ｔ」を表記します。
4. 文章の書き初め及び固有名詞は語頭を大文字で書きます。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で表記することを可能とします。
5. はねる音を表す「ｎ」と次にくる母音字又は「ｙ」とを切り離す必要がある場合には、「ｎ」の次にハイフン「-」を入れます。
6. 特殊音の表記は、原則として自由とします。
7. 意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や「o」が重なる場合等は、その間にハイフン「-」を入れることを可能とします。

※1：長音記号は日本独自のもので、国際化されていなため、外国人に理解されない可能性もあります。

（４）バリアフリー表記

○バリアフリーに関連する経路等があれば、そのルートを推奨ルートとし、必要に応じて地図内に表示します。
○エレベーター等の移動円滑化施設については、必要に応じてピクトグラムを活用して表示します。
○駅やバスターミナル等の行動起点においては、音声や点字等による案内・誘導情報を提供することが望まれます。

バリアフリーに関連する表記のポイント

●表記の考え方

・バリアフリー情報に関するピクトグラムについては、視認性及び判読性を高めるために青地に白図で表現します。

【表示イメージ】



・踏切の情報は車いす使用者には必要な情報であるため、ピクトグラムで表示します。ピクトグラムについては、「踏切ありの警戒標識（道路標識令：207-B)」を使用します。


踏切ありの警戒標識：207-B

・公衆トイレ等で、利用可能時間等がある場合については、その内容を可能な限り表示することとします。

第４章　種類別の基本方針

１．案内サイン

（１）案内サインの種類

○案内サインの地図面については、利用目的や設置場所、掲載内容を踏まえて、掲載範囲や縮尺を選択します。

○案内サインは、周辺案内を基準とし、必要に応じて「全域」や「広域」、「詳細」等を組み合わせて使用します。

種類	利用目的	縮尺	地図の向き	主な掲載情報
全域	市全域の概要を把握するための支援及び移動手段の情報の手がかりを表示	市内全域	北を上	・市内に立地する優先度の高い施設及び観光地等（広域避難場所等）を掲載 ・隣接市町村との位置関係の表示
広域	市街地の状況が把握でき、現在地及び目的地の位置関係、並びに目的地までの具体的な手がかりを表示	1/3000～程度 →3km 四方程度の歩行範囲を表示	北を上	・市街地の中で優先度の高い施設を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示
周辺	歩行圏を目安に、現在地周辺の地域情報と周辺の施設情報の把握を支援	1/1000～1/2000 程度 →1～2km 四方程度の歩行範囲を表示	前方を上	・歩行圏内の地域情報と中心に主要な公共公益施設や利用者の多い施設等を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示
詳細	現在地周辺の詳細な地域情報と周辺の施設情報の把握を支援	目的や設置場所による	前方を上	・周辺案内図より詳細な地域情報を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示

（２）掲載内容

○案内サインがあることを示すため、地図上のサイン設置箇所にはインフォメーションマーク（ｉマーク）を掲載します。

○地図については「３章 各種要素の基本方針(P10～29)」の内容を基本としますが、地図の種類や情報量による表示面の煩雑さ等を踏まえ、掲載内容を決定します。

○地図面については、視認距離（案内サインの目安は 50 ㎝）との関係を踏まえて文字の大きさや見やすさを意識した色彩を使用します。

○案内サインには地図面とともに、「タイトル／現在地／方位／スケール／凡例／地図作成年月」を記入します。

案内サインの地図面及び凡例等の作成について

●地図面の作成の考え方

・案内サインの地図に使用する色彩は、「地図を用いた道路案内標識ガイドラインブック」の内容を踏まえ、下記の表を参考に決定し、判読性を確保した地図面を作成します。

区分	施設名	色彩例	色（Pantone No.） 仕様	（参考） CMYK値
緑地	森		Pantone:376C	60-0-100-0
			枠線無し	-
	公園・緑地		Pantone:390C	40-0-100-0
			枠線無し	-
	緑道		Pantone:5865C	0-0-30-10
			枠線無し	-
	水域 湖、池、河川		Pantone:292C	50-10-0-0
			枠線無し	-
施設	敷地		Pantone:467C	10-20-40-0
			Procces Black 0.1mm	0-0-0-100
	名称表記 一般施設		Pantone:Warm Gray 1C	0-0-0-10
			枠線無し	-
	名称表記 大規模競技場		Pantone:Warm Gray 1C	0-0-0-10
			Procces Black 0.2mm	0-0-0-100
	駅舎 高架等		Pantone:Warm Gray 1C	0-0-0-10
			Procces Black 0.2mm	0-0-0-100
	地下街		Pantone:420C	0-0-0-25
			Cool Gray 10C 0.2mm	0-0-0-72
	歩道橋・ ﾍﾟﾃﾞｽﾄﾘｱﾝﾃﾞｯｷ		Pantone:Warm Gray 1C	0-0-0-10
			Procces Black 0.2mm	0-0-0-100
道路	高速道路等		Pantone:Warm Gray 4C	30-30-30-0
			Procces Black 0.2mm	0-0-0-100
	モール・歩行者専用道路等		Pantone:121C	0-10-70-0
			枠線無し	-
鉄軌道	鉄道軌道		Pantone:Cool Gray 9C 3.0mm	0-0-0-65
	地下鉄軌道 （トンネル部）		Pantone:Cool Gray 9C 3.0mm 破線	0-0-0-65
	バス路線		Pantone:Red 032C 0.35mm	0-100-100-0
ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ経路	バリアフリー経路		Pantone:Red 032C 3.0mm 破線	0-100-100-0
境界線	市境界線		Pantone:Cool Gray 8C 2.0mm 一点鎖線	0-0-0-55
	町境界線		Pantone:Cool Gray 8C 1.0mm 破線	0-0-0-55
	丁目境界線		Pantone:Cool Gray 8C 1.0mm 点線	0-0-0-55
現在地	現在地表示		Pantone:Red 032C	0-100-100-0
			枠線無し	-

安全色青		100-60-10-0
安全色緑		100-20-70-0
安全色黄		0-20-90-0
横断歩道		0-0-0-40
住所等グレー文字		0-0-0-65
歩道橋階段		0-0-0-55

※「地図を用いた道路案内標識ガイドラインブック」より作成

●地図面の凡例部の考え方

・案内サインの地図面には凡例を表記します。表示については、ピクトグラムを先頭にし、その後に日本語から順に名称を表記します。
※凡例については、施設名称等の固有名詞は表記しません。

・凡例部の名称の表示については、原則、４言語（日+英+中+韓）とします。ただし、表示面の状況によっては、２言語（日+英）表記も可能とします。



【凡例の表記イメージ（左：横長／右：縦長）】



（３）レイアウト

○案内サインについては、インフォメーションマーク（ｉマーク）、タイトル（○○周辺案内図等）、地図面（凡例部を含む）、現在地（住所等）及び管理情報（市章や管理者名、地図の作成年月等）の表示を基本とし、利用者が視認しやすい配置とします。

○表面は、中心に地図面とし、ｉマークとタイトルを上端、地図面の右側及び下端に凡例部や現在地、地図の作成年月等の配置を基本とします。ただし、その他の管理情報で、シール等で対応する場合は支柱や側面等への配置も可能とします。

○裏面については、ｉマークとタイトル、現在地を表示します。設置場所が駅前広場や愛称等がある道路に面する場合は、その名称を表示面中央に表示することも可能とします。

【案内サインのレイアウトイメージ】

（上段：表面／下段：裏面）



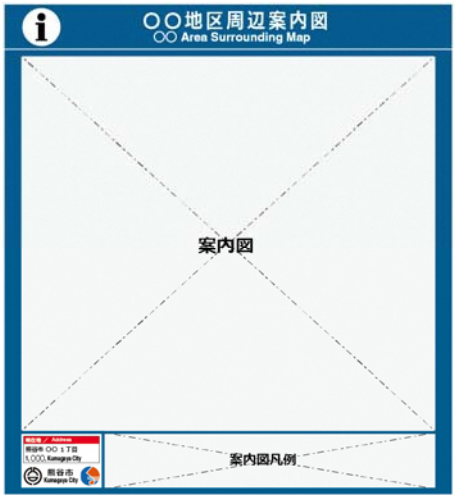



（４）本体の形状

○案内サインは、原則、独立型とします。ただし、設置場所の状況により、壁掛け型による設置も可能とします。

○限られた公共空間を効率的に活用するため、案内サインは必要以上の大きさとならないように努めるとともに、周囲の景観に配慮し、過度な装飾等の使用を控えたシンプルなデザインとします。

○地区別などの個別のサイン計画等、計画的に設置する場合は、サインの顕在性を高めるため、形状や色彩、素材等の統一を図ります。

○設置場所の有効活用や景観への配慮から、他サインとの集約化に努めます。

○表示面の端部処理など安全面に十分留意するとともに、表示面の視認性が低下しないような素材を検討します。

○メンテナンス（修繕、耐久性等）性とともに、費用対効果に配慮したデザインとします。

【案内サインの形状イメージ】

（上段：独立型／下段：壁掛け型）

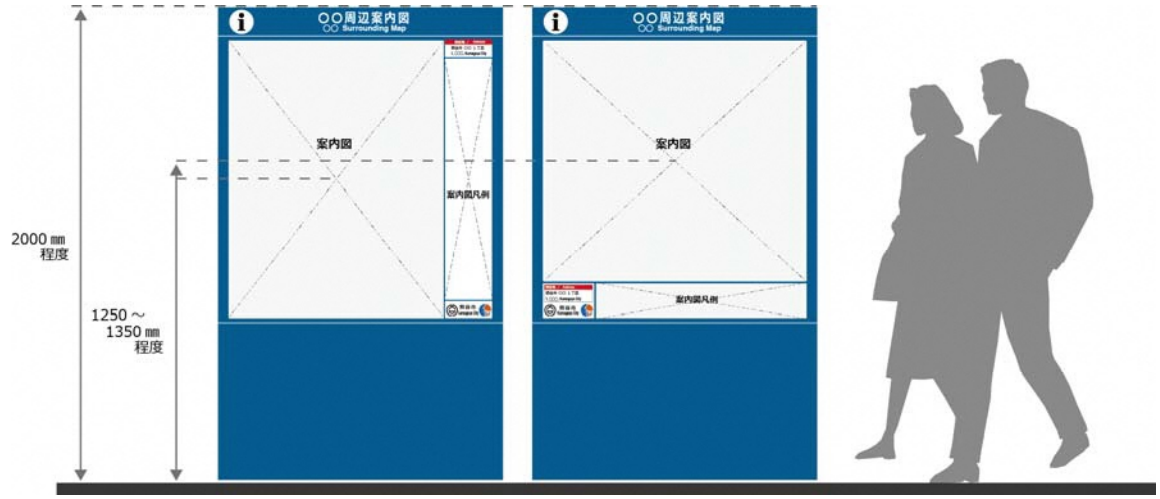

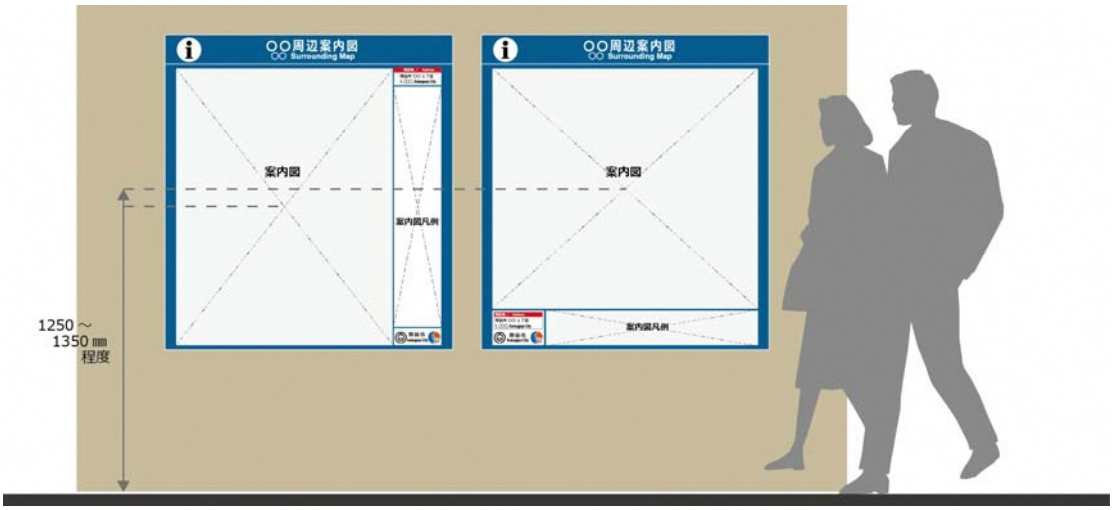

【各サイン等と併設設置したイメージ】

全域・広域・案内サイン+周辺案内サイン+誘導サイン



周辺案内サイン+音声・触知・誘導サイン



周辺案内サイン+触知・誘導サイン



周辺案内サイン+誘導サイン

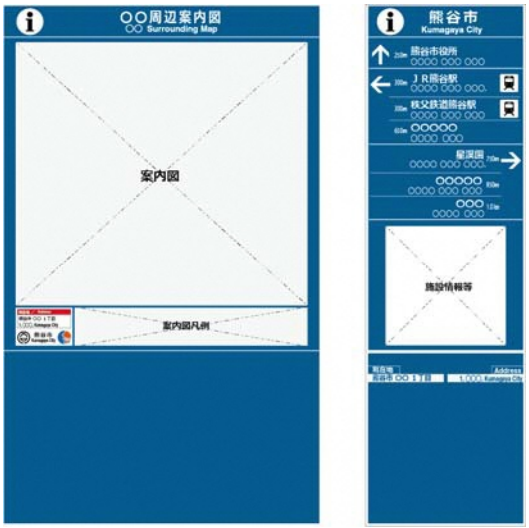

２．誘導サイン

（１）誘導サインの種類

○誘導サインは板状の立板型と羽根板の矢羽根型を基本とし、設置場所の状況や目的地（誘導対象となる施設）の数等に合わせ、種類を選択します。

■誘導サインの種類

種類	特徴	主な設置場所
立板型	・表示面が大きいことから、誘導すべき施設が多い、多方面への施設への誘導が必要な場所での使用が可能です。 ・案内サインと連携して掲出することが可能で、デザイン等の統一が図りやすくなっています（表示面の状況によっては地図情報の掲載も可能）。	・駅やバスターミナル等の交通拠点 ・主要な交差点や通りの終点等の案内拠点
矢羽根型	・一定の距離があっても視認性や判読性の確保が容易で、表示板の向きで方向指示することが可能なため、視覚的な誘導が行いやすくなっています。 ・複数の方面に設置の際は、支柱から一定程度の空間の確保が必要になります。 ・目的地ごとに表示が必要なため、誘導可能な施設の数が限られます。	・主要な交差点や通りの中間点 ・施設周辺の誘導地点

（２）掲載内容

○目的地については「第３章３-（１）/表示内容の基本ルール(P25)」の内容を基本に、地域や設置場所の状況に応じて選択します。

○表示面については、方面（矢印）、距離、目的地及びピクトグラム等を表示します。立板型ついては、必要に応じて、地図面（周辺や詳細など）や施設情報などの表示を検討します。

○現在地及び管理者情報を表示します。

○文字の大きさについては、「第３章２-（２）/文字の大きさ(P18)」の内容を踏まえ、目的や設置場所の状況に応じて設定します。

○距離表示については、下記のルールで表記します。

距離表示のルール		例	
２桁の場合	下１桁を四捨五入	67 m	→70 m
３桁の場合	下１桁を四捨五入	353 m	→350 m
４桁の場合	下２桁を四捨五入し、km で表示	1185 m	→1.2 km

（３）レイアウト

○複数の目的地を表記する場合は、方向や距離などを踏まえ、まとまりのあるわかりやすい表示を行います。

○目的地については、わかりやすいように方面ごとにまとめ、「右方向」の目的地については右寄せとし、それ以外の方向（前方や左方向など）については左寄せとします。

○表示面については、矢印を先頭に、距離、目的地、ピクトグラムの順に表示します。目的地については、上段に日本語、下段に英語表示を基本とします。

○方向については「前方」「左方向」「右方向」の順に表示し、距離は近い施設から順に示します。

○矢羽根型については、距離のみを優先せずに方向の統一に配慮して設置します。

○１つの施設が複数の機能を有する場合は、代表的な施設名称のみを表示します。ただし、表示面に余裕がある場合は、全ての施設の表示を可能とします。（代表的な施設以外は文字を一段小さくするなどは可能）

○表示面が横長形状の場合は、日本語と英語を１列に並べて表示します。

○情報量は、可読性の点から全体で 4～6 情報に収めることを推奨します。ただし、市街地など誘導対象をなる施設が多い地区については表示面とのバランスを考慮して選択します。

【誘導サインのレイアウトイメージ】

立板型（左：表面／右：裏面）

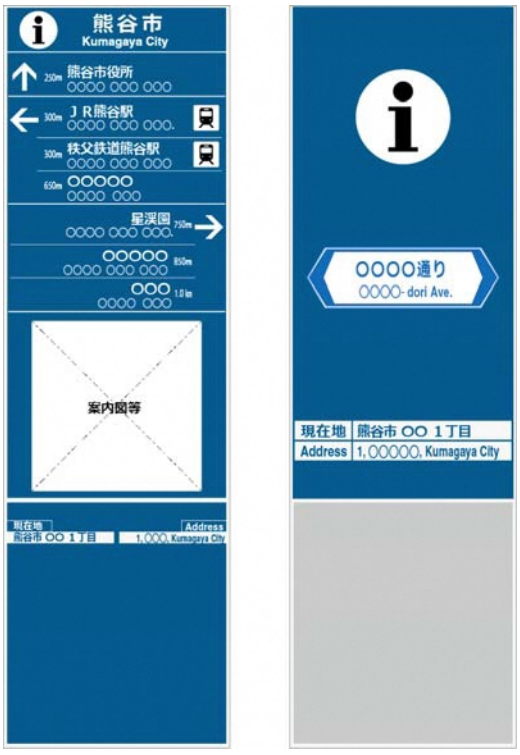

矢羽根型



（４）本体の形状

○形状については、周囲の景観に配慮し、過度な装飾等の使用を控えたシンプルなデザインとします。

○計画的に設置されるものについては、サインの顕在性を高めるため、形状や色彩及び素材等の統一を図ります。

形状の考え方

●立板型の考え方

・原則、独立型とします。ただし、独立型の設置が困難な場合に限り、壁掛け型を用いることを可能とします。

・設置高さについては、2000㎜ を目安とします。ただし、インフォメーションマークを併設する場合はこの限りではありません。

・案内サイン等と他のサインと併設する場合は、原則、設置高さを揃えます。

・原則、表面のみ活用します。裏面については、設置場所の状況も踏まえ、位置情報等（通り名や現在地など）の表示を検討します。

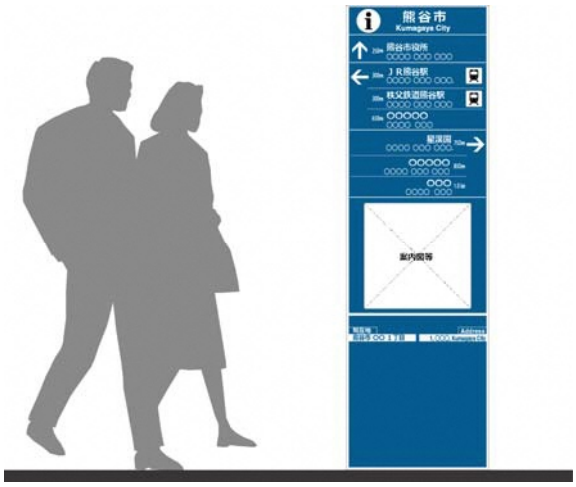

●矢羽根型の考え方

・原則、独立型とします。ただし、設置場所の状況に応じて、添架等が可能な場合は集約化を検討します

・掲出高さについては、羽板の下端から路面までを 2500㎜ 以上の高さを確保します。

・原則、表裏の表示面を活用します。

・複数の羽板の掲出する場合は、各方向の枚数差が生じないようにバランスを考慮して設置の向きを決定します。

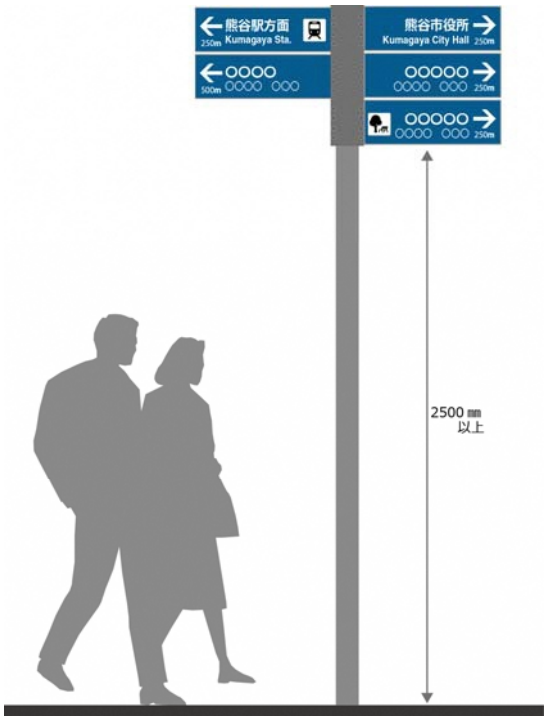

第５章　維持管理の方針

１．維持管理の仕組み

（１）整備の流れと運用イメージ

○公共サイン整備においては、本ガイドラインを踏まえて企画、計画、設計及び設置を行い、適切な維持管理を行います。

ガイドラインを活用した整備の流れと運用のポイント

●整備の流れと運用のイメージの考え方

・公共サイン整備については、ガイドラインを参考にし、下記の整備イメージの流れに沿って、企画、整備（設計・施工）及び維持管理を行います。
・事業主体は企画・立案段階でガイドライン所管課に報告し、ガイドラインの適用有無や他サインとの集約化等を含め調整を行います。
・ガイドライン所管課は必要に応じて、事業主体にガイドラインの内容を踏まえて助等言を行います。
・ガイドライン所管課と協議・調整を行った上で、原則事業主体が中心となり公共サイン整備を進めます。ただし、必要に応じて、関係事業者等との調整を行います。
・計画主体又は管理主体が異なる場合は、事前に調整を行い、役割を明確にします。
・事業主体は実施段階又は維持管理段階においても、必要に応じて状況をガイドライン所管課に報告し、調整を行います。

【公共サイン整備のイメージ】

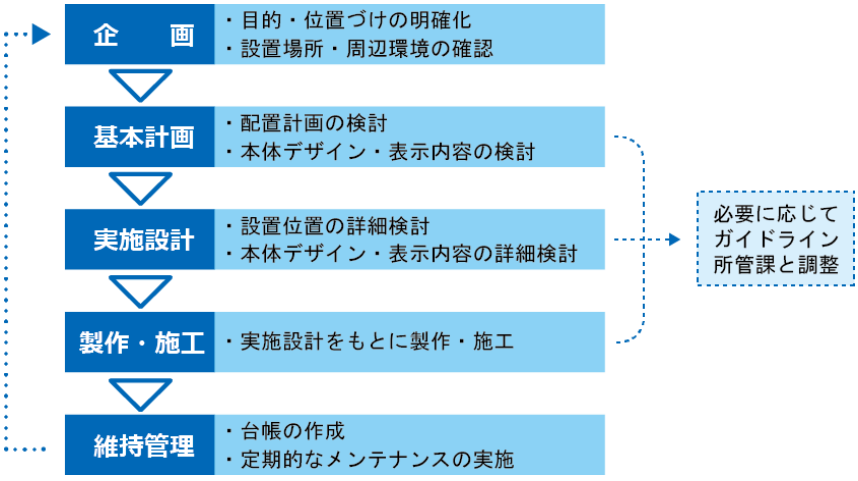

【運用イメージ】

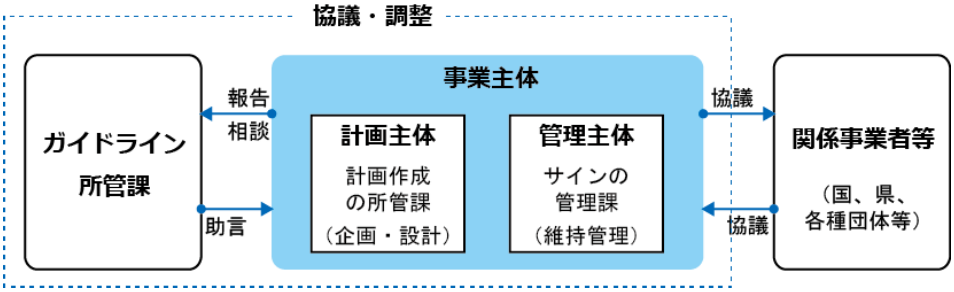

（２）管理の仕組み

①管理台帳

○ガイドラインに基づき整備した公共サインについては、管理台帳を作成の上、適切に管理します。なお、対象となる既存サインについては、点検及び更新時に管理台帳を作成します。
○管理台帳については、サインの概要（設置年月、設置場所、管理者）や補修履歴、設計図、写真などにより作成します。

②管理番号と管理プレート

○対象となるサインについては、管理を容易にするため、サインごとに管理番号を設けます。
○管理番号をもとに、設置年月や管理者等を明記した管理プレートを作成し、対象となるサイン本体に取り付けます。（シールでも可）

２．サインのメンテナンス

（１）サイン本体のメンテナンス

○公共サインは整備後も本来の機能を維持し続ける必要があるため、継続的に維持管理を行います。
○清掃及び保守点検を定期的に行い、そのサインの状況について、点検表に記録し、保管します（管理台帳を活用）。
○サインの表示面の変更やサイン本体の変更又は修繕が必要なものは、補修・修繕計画等を検討します（軽微なものは除く）。
○市民からサインの損傷情報が寄せられた場合、サイン管理者は現状を確認し、必要に応じて補修等に関する検討を行います。
○サイン本体への違法なはり紙や落書きを取り除き、清掃します。
○保守点検時にがたつきやボルトの締め付け及び破損や傷（塗装のはがれなど）等の状況を確認した場合、必要に応じて修繕を行います。

（２）情報のメンテナンス

○施設の新設や名称変更、道路の形状変更等、定期的にサインの表示内容に関する情報を収集し、追加、修正及び削除など、情報の適正な更新を心がけます。
○市民からサインの表示内容に関する情報が寄せられた場合、サイン管理者は現状を確認し、必要に応じてメンテナンスを行い、適切に対応します。

情報メンテナンスのポイント

●全面的なメンテナンスの考え方

・案内サインの地図面については、原則、５年に１回程度を目安に点検を行い、必要に応じて全面的な更新を行います。
・表示面の変更が多数ある場合や修正済みの箇所が多い場合は、表示面全体を取り替えます。
・表示面の破損及び退色が目立ち、視認性に問題が生じた場合は、表示面全体を取り替えます。

●部分的なメンテナンスの考え方

・施設の新設若しくは名称変更及び道路の形状変更等に伴い、適宜、部分的な修正を行います。
・修正等については、部分的な貼り替えで対応します。
・補修する部分については、表示面の構成を踏まえ、地色の色彩、文字の種類などを現状に合わせる（同じ仕様とする）など、全体になじむように配慮します。

第６章　公共サイン整備に向けて

１．公共サインの統一

だれもが理解しやすく、ユニバーサルデザインに配慮した公共サイン整備を進めていくため、適用範囲を「適用」としているサインの新規設置及び既設サインの更新をする場合には、本ガイドラインの内容を踏まえ、良好な景観の創出とともに、全市的な公共サインの統一化を図ります。

また、適用範囲を「推奨」としているサインについても、それぞれの施設等の特徴を生かしつつ、本ガイドラインの内容を参考にしながら、統一感のあるサインの整備に取り組んでいくことが望まれます。

さらに、継続的に適切な情報提供を可能とし、サイン本体が良好な状態を維持できるよう、維持管理に取り組みます。

２．継続的な取組

本ガイドラインに基づき、公共サイン整備を進めていくなかでは、情報技術の進展等により提供すべき情報や表現方法が変化することが予想されます。そのため、本ガイドラインは必要に応じて見直しを行っていくものとします。

またその際には、整備したサインについて、関係者からの意見を集約し、ガイドラインに反映させていくこととします。

《参考資料》

「熊谷市公共サインガイドライン」の作成においては、次の資料を参考にしています。

○公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
○観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（国土交通省）
○観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）
○道路の移動等円滑化整備ガイドライン（財団法人　国土技術研究センター）
○地図を用いた道路案内標識ガイドブック（財団法人　道路保全技術センター）
○埼玉県公共事業景観形成指針（埼玉県）
○カラーユニバーサルデザインガイドブック（埼玉県）
○国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針　歩行者編（東京都）
○福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン（東京都）

熊谷市公共サインガイドライン

２０１８（平成３０）年　３月

熊　谷　市